

会津若松市長  
室井照平様

会津若松市監査委員 松川和夫  
会津若松市監査委員 近藤信行

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により公の施設の指定管理者監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 市が設置するコミュニティセンターの指定管理者監査
- 指定管理者の指定等の事務所管部局
    - ・市民部環境生活課
  - 指定管理者
    - ・行仁コミュニティセンター管理運営委員会
    - ・日新コミュニティセンター管理運営委員会
    - ・城北コミュニティセンター管理運営委員会
    - ・城西コミュニティセンター管理運営委員会
    - ・松長コミュニティセンター管理運営委員会
    - ・真宮コミュニティセンター管理運営委員会
    - ・鶴城地区コミュニティづくり協議会
    - ・門田地区城南コミュニティづくり協議会
    - ・謹教地区コミュニティづくり協議会
- 2 監査の期間 平成 24 年 8 月 28 日 ～ 平成 25 年 2 月 26 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 24 年 11 月 14 日（水）  
備品調査日 平成 24 年 11 月 14 日（水）  
対面監査日 平成 24 年 12 月 27 日（木）
- 4 監査の範囲 平成 23 年度の事務及び業務執行分
- 5 監査対象事項 (1) 市民部環境生活課
  - ア 公の施設の指定管理の根拠等
  - イ 指定管理者の指定、管理に関する協定の状況
  - ウ 協定の履行、指定管理者に対する監督等(2) 各コミュニティセンター指定管理者
  - ア 関係法令等に基づく管理の状況
  - イ 協定等に基づく義務の履行状況
  - ウ 経費節減及び利用者サービス向上への取り組み状況

- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、施設の現地調査を行うとともに、所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 公の施設の指定管理者を対象として、所管部局の指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか、指定管理者が行う公の施設の管理業務が、条例及び協定等に基づいて適切に行われているか等の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、次のとおり指導事項が認められたので、必要な措置が講じられるよう指導した。  
なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、文書により措置を促した。

### (1)指導事項

#### ア 管理経費に不足を生じる場合の対応について【環境生活課】

- ・ 備品等について市が市費負担をする場合の具体的基準の明確化

管理業務については、利用料金及び市から支出される指定管理料その他の収入の範囲内で行われるべきものである。

今回の監査では、同種の暖房器具において、指定管理者が自らの負担で購入したものがあ一方、市側が別途市費で購入したものがあった。その他消耗品、灯油についても同様のものがあった。

管理に関する協定では、特別の事情によって事業年度毎の経費が収入を上回った場合、市が特別に必要と認めた時の指定管理料の変更、補てん条項があるが、この適用は稀である。

むしろ、備品や灯油、消耗品等については、その都度、設置者である市の判断で市費対応されているが、その際、どのようなケースにおいて、どのような基準で実施されるかの、客観的な具体的基準が協定、仕様書を含めてない状況にある。

指定管理料が実費弁償方式に変更されており、市の予算からの補てん支出については、各指定管理者間の公平性を確保するため、具体的基準を明確化し、指定管理者に対し公表すべきである。

#### イ 指定管理者の経理に対する指導について【環境生活課】

- ・ 収入における統一的な取り扱いの徹底

臨時収入である震災時の補償金や、自動販売機の設置手数料の経理上の取り扱いが各指定管理者間で異なっている。

各指定管理者のコミュニティセンター運営に係る収入については、設置者として統一的な取り扱いの徹底を図るため、基本的なマニュアルを作成する等適切な指導を行うとともに、収入の的確な把握に基づく適正な委託料算定に努められたい。